

「道の駅マチテラス日進」レンタルスペース 利用規約

2025年12月版

※ご利用申し込みの際は、必ずお読みください

●施設利用規約について

本規約は、株式会社ファーマーズ・フォレスト(以下「指定管理者」といいます。)が管理・運営する施設「道の駅マチテラス日進」(以下「本施設」といいます)のレンタルスペース利用について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。また、本規約の他にも必要に応じて規定又は規則を定めることがあります。これらについても遵守をお願いします。なお、指定管理者は、本規約及び規定等を日進市と協議後に予告なく適宜変更することができ、変更したときは、指定管理者が適当と認める方法にて利用希望者及び利用者に通知するものとします。

●受付期間

各レンタルスペースの受付開始日及び受付終了日は次のとおりです。

※貸出し備品は利用日当日まで受け付けいたします。

① 通常利用

受付可能日:利用日の3か月前の1日(午前10時)から、利用日の8日前までの期間

受付終了日:利用日の8日前まで。

【例】12月30日にご利用希望の場合は9月1日から予約が可能です。

②大規模イベント利用

受付可能日:利用日の6か月前の1日(午前10時)から、利用日の8日前までの期間

受付終了日:利用日の8日前まで。

条件:屋外芝生広場を全面利用又は多目的室を全面利用し、来場者数の見込みが
80名以上見込まれる事業

【例】12月30日にご利用希望の場合は6月1日から予約が可能です。

③レンタルスペースを全面(芝生広場・多目的室・調理室すべて)でご利用をご検討の場合

は、下記メールアドレスまでお気軽にお問い合わせください。

(問い合わせ : aichi_branch@farmersforest.co.jp)

担当者よりご相談の日程を調整させていただきます。

●レンタルスペース利用時間

【屋外芝生広場】

9:00 から 21:00 まで(準備、片付けの作業時間含む)

【多目的室・調理室】

9:00 から 21:00 まで(準備、片付けの作業時間含む)

※ただし、指定管理者の都合及び災害時には臨時休業する場合がございますので
予め指定管理者にご照会ください。

●お問い合わせ・お申し込み先

株式会社 ファーマーズ・フォレスト (道の駅マチテラス日進 指定管理者)

住 所 愛知県日進市本郷町前田 33

TEL 0561-76-7820 (※TEL 受付 9:00~18:00 まで)

FAX 0561-76-7821

E-mail aichi_branch@farmersforest.co.jp

WEB サイト <https://machi-terrace-nisshin.com/>

●仮予約・利用について

- ・必ず「本利用規約」をご確認・ご了承の上、申し込みフォーム又は案内所にて、仮予約のお申し込みを行ってください。
- ・利用目的の内容によってはお断りする場合がございますので、予めご了承願います。
- ・同一の人物・団体などによる 1 カ月間の利用可能日は最大 5 日までとさせていただきます。

●お申込み予約手続きの流れ

1. **レンタルスペースの利用を希望される場合は、事前に電話または案内所にて空き状況をご確認のうえ、仮予約の申込みを行ってください。**


仮予約は問い合わせ日の属する月の 3 ヶ月後まで受け付けいたします。

ただし、屋外芝生広場全面又は多目的室全面を利用し、来場者が 80 名以上見込まれる事業については6ヵ月後まで受け付けいたします。(要事前打ち合わせ)

なお、仮予約の申込みは、1つの日程につき、事業者または団体ごとに、代表者 1 名の申請としてください。

※1つの日程に対して、事業者または団体内の複数人数でのお申し込みを行った場合は、全ての仮予約を無効とさせていただきます。

2.仮予約は、専用の申し込みフォーム、または案内所にてお申し込みください。

<p>マチテラス日進レンタルスペース 【仮予約】申し込みフォーム https://forms.gle/wYsQCSEcApsgBr488</p>	
--	---

案内所で「仮予約申込書」を手書きでご提出いただく場合は、メールアドレスの記入間違いなどによりご連絡ができなくなることを防ぐため、マチテラス日進公式ホームページの【お問い合わせフォーム】から「仮予約を申し込みました」と一言ご連絡ください。(お問い合わせフォーム: <https://machi-terrace-nisshin.com/contact/>)

3.利用目的等を確認の上、仮予約の可否をメールまたは電話にてご連絡いたします。

※利用目的について事前のヒアリング等を行う場合があります

4. 仮予約完了後、利用申請に必要な書類一式(「日進市道の駅地域振興施設利用許可申請書」を含む)及び、利用料金の額をお知らせいたします。

イベントの規模や、内容によっては、イベント実施概要(イベント概要資料・配置図・電源使用内容等含む)の提出をお願いする場合があります。

●通知日を起算日として、7日以内に以下の手続きを完了してください。

- ① 「日進市道の駅地域振興施設利用許可申請書」と、その他必要書類に所定の事項を記入し、必要箇所へ押印のうえ、案内所へ提出すること。

※2回目以降の利用など一部必要書類の提出不要の場合はメールでの提出も可

- ② 利用料金を現金にて案内所へ支払うこと。

上記の提出及び支払いが、通知日より7日以内に確認できない場合は、仮予約は自動的に取消となりますので、予めご承知おきください。

※市の主催行事など減免措置を受ける団体は、「道の駅マチテラス日進利用料金(減額・免除)申請書」と内容を証明する資料の提出が必要です。詳しくは案内所にてお問い合わせください。

5. ご利用日当日に「日進市道の駅地域振興施設利用(変更)許可証」を発行します。

- ・事前に許可証の交付を希望される場合はご相談ください。
- ・事前発行の場合、紛失した場合再発行はいたしかねます。

●レンタルスペース利用料金・貸出備品について

各レンタルスペースの利用時間及び使用料(使用料については条例で設定されております)

※営利目的で利用の場合は非営利の料金の3倍となります。

(1)多目的室

利用可能時間:9:00~21:00 利用単位は1時間ごと

利用料金:1室1時間につき1260円(非営利利用420円)

4室同時使用の場合は1時間につき5,040円(非営利利用1,680円)

(2)調理室

利用可能時間:9:00~21:00 利用単位は1時間ごと

利用料金:1時間につき1860円(非営利利用620円)

(料理室内設備、調理器具、光熱費は使用料に含む)

(3)屋外(芝生広場等)

利用可能時間:9:00~21:00 利用単位は1日

利用料金:1㎡につき120円(非営利利用40円)

芝生エリアを全面利用(1,330㎡)した場合は159,600円(非営利利用53,200円)

※多目的室・調理室については、水道、電気代を含みます。

※夏季(6~9月)・冬季(12~3月)における冷暖房使用料も含まれます。

●備品の貸出について

- ・プロジェクター、ハンドマイク等の備品については申込時に合わせて申込みください。空きがある場合には当日利用も可能です。
- ・備品の貸出は案内所のみで行います。利用後は案内所までお知らせください。
- ・備品の利用料金についてはレンタルスペースの使用料を支払う時に合わせてお支払いください。
- ・「貸出し備品一覧表」内の備品の貸出使用料金は条例施行規則に定められた金額です。

【貸出し備品一覧表】※備品の申込については先着順です

附属設備の名称		使用料金	
		単位	金額
ポータブルワイヤレスアンプ(マイク付き)	3	1回 1台につき	300円
マイクロホンスタンド	1		100円
卓上マイクロホンスタンド	1		100円
プロジェクター	1		300円
プロジェクタースクリーン	1		100円
コードリール	3		100円
テレビモニター	1		300円
演台	1		100円

※備考 ①この表において「1回」とは、1件の使用許可に係る連続する時間で日ごとに区分したものをいう。

②一覧表にない備品で貸出しが可能なものについては打ち合わせ時に応相談

●レンタルスペース利用・備品貸出・料金について

- 1.利用時間内には準備、撤収等の時間も含まれます。
- 2.当日に発生した追加料金は、当日中に案内所にて現金でのお支払いをお願いします。
- 3.利用料金の還付は次に該当する場合のみとなります。

※天災、火災、その他不可抗力(新型感染症によるパンデミック、熱中症特別警戒アラート発令を含む)等、利用者側の責任ではない事情により利用することができない場合、「日進市道の駅地域振興施設利用(変更)許可証」の提出があった場合、利用料の100%還付いたします。

- 4.利用料金については、条例や消費税の改定等により変更する場合があります。

●特別設備の設置にあたって

当施設の利用にあたって、音響装置、照明装置、舞台装置等の特別の設備を設置し、又は備え付けの物品以外の物品を搬入するときは、あらかじめ「日進市道の駅地域振興施設特別設備等設置(変更)許可申請書」に必要事項をご記入の上、「日進市道の駅地域振興施設利用許可申請書」と一緒に案内所またはメールにてご提出ください。

●申込みの完了

- 1.「日進市道の駅地域振興施設利用許可申請書」その他、必要書類の提出、利用料金の支払いが行われた時点で申込み完了となります。
- 2.各レンタルスペースには利用枠が設けられ、申込み完了順で埋まります。利用枠の定数に達し次第、受付終了となります。

3.書面等に不備があった場合には、申込みを受け付けることができません。

●申込みの変更

- 1.利用日の変更は、変更日の利用枠に空きがあればお受けできます。利用枠の空きをご確認の上、「日進市道の駅地域振興施設利用変更許可申請書」に、既に発行されている「日進市道の駅地域振興施設利用(変更)許可証」を添えてご提出ください。
- 2.変更後の利用料と受付時との利用料に差額が発生する場合は、追加料金をお支払いください。下回った場合、差額の返金はしません。
- 3.利用の取り消しをする際は、「日進市道の駅地域振興施設利用取消申請書」に所定の事項を記入し、案内所へ提出し取り消しの申請をしてください。
- 4.許可証発行後に利用の取り消しをする際は、「日進市道の駅地域振興施設利用取消申請書」に「日進市道の駅地域振興施設利用(変更)許可証」を添えて取り消しの申請をしてください。

●キャンセルポリシー

- 1.利用開始前の予約変更、キャンセルについては利用日の8日前までに申出が必要です。利用日の7日前以降に申出があった場合は使用料の返金はしません。
- 2.キャンセルについては必ず、案内所またはメールにて行ってください。
(メール送付先:aichi_branch@farmersforest.co.jp)
- 3.利用許可後、利用者の都合で利用を取消す場合は、次に定めるキャンセル料を支払うものとしします。

8日前まで	7日～当日
無料	使用料全額

- 4.仮予約完了後から7日以内に支払いがない場合には仮予約は自動的に取消となります。
- 5.天災、火災、その他不可抗力(新型感染症によるパンデミック、熱中症特別警戒アラート発令を含む)により当施設の利用が困難となった場合は使用料については返金します。

●レンタルスペースの貸出し調整

- 1.指定管理者の自主事業、日進市のほか行政及び公益的事業、及び先に許可を行った催事の規模や内容による利用調整等により、申請をお受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 2.同一人物・事業者・団体などによる1カ月間の利用可能日は5日までとさせていただきます。

●営利目的利用について

1. 物品や商品の販売、宣伝を目的とする利用。
2. 入場料や参加費等を徴収する利用。
3. その他、本施設へのご来場者向けに収益を目的とする利用。
4. 法人・団体による会議・セミナー・面接・商談等の利用

※営利目的の判定に関して、利用許可申請時に事業計画等の確認及び資料提供を求められることがあります。

●非営利での利用と認められる場合について

1. 「非営利利用の申請にあたっての確認チェックシート」の全ての項目にチェックが入る場合
2. 主催者・参加者の利益が一切発生しない場合
3. 上記述1・2の条件を満たし、不特定多数の本施設への来場者を呼び込まない形の、完全なクローズドイベント

●利用上の全般的な注意事項について

1. 許可を受けた目的以外にレンタルスペースを利用または、その利用の権利を譲渡、もしくは転貸しないでください。
2. 利用許可を受けていない部分の本施設を利用しないでください。(張り紙等も含む)
3. 利用の際は、「日進市道の駅地域振興施設利用(変更)許可証」を案内所にてお受け取りください。
4. 利用責任者は利用期間中必ず常駐の上、安全管理は利用者で責任をもって行ってください。
5. 建物及び附属設備等へのガムテープの利用、くぎ打ち等はできません。
6. 持込み器具・ポスター・看板等は利用終了後、速やかに撤去してください。
7. 多目的室での飲食は、本施設内で購入したもの、または調理室で調理したものに限りま
す。(熱中症対策のための水分補給等は除く)
8. 万が一、本施設・設備等を損傷又は滅失した場合は、速やかに指定管理者に届け出てください。
9. レンタルスペース内は清潔にご利用ください。ゴミはお持ち帰りいただきます。
10. 荷物・貴重品などのご利用者の責任で管理をお願いいたします。
(部屋の鍵の貸出しは行いません)
11. 利用時間を厳守し、利用後は、利用したレンタルスペース及び附属設備等の整理及び清掃を行い、現状に回復し、指定管理者の確認を受けてください。

●飲食物を提供販売する場合の注意事項について

- 1.調理室で調理したものを販売することはできません。
- 2.事前に食品を販売するにあたり必要な許可証を提出し、営業中は見えるところに掲げてください。
- 3.出店ブースの前に必ずお客様用のごみ箱、消毒用アルコールを設置してください。
- 4.出店によって生じたごみは必ず持ち帰ってください。
※本施設でのごみの処理等はできません
- 5.本施設内での食器等の洗浄や、固形物や汚水の排水等はできません。
※調理室利用時に調理室内で使用した食器・調理器具内の洗浄は可能です
- 6.衛生面に最大限配慮し販売を行ってください。販売による事故・苦情等が発生した場合は利用責任者の責任とし、ご対応いただきます。
- 7.酒類の小売り販売を行う場合は事前に酒類販売業免許を提出し、営業中は見えるところに標識・表示を掲げてください。
- 8.酒類販売業免許を持たない場合は、開栓した状態での提供のみ可能です。出店者が必要に応じた届け出を行い、許可を得てください。
※本施設への許可証のコピーのご提出をお願いします

●屋外での本施設の電源(有料)を利用する場合の注意事項について

- 1.使用料金は一口につき 1日 1000円となります。
- 2.最大 1.5kw 以内でご利用ください。
- 3.電工ドラムをご利用の場合は、巻いたまま使用すると発熱し、火災の原因になるため、必ず全てのコードを引き出してからご利用ください。
- 4.本施設利用者の導線の妨げになるような配線は行わないでください。
※配線カバーやマットを必ずご用意ください。
- 5.電気設備を使用される場合は、利用者の責任において安全管理を徹底してください。
万が一、電源使用に起因する事故その他の事象が発生した場合は、当該利用に係る責任者が一切の責任を負い、速やかに適切な対応を行うものとします。
※事故等が起こった場合は速やかに指定管理者へご報告ください。

●催事開催する場合の注意事項について

- 1.搬出入の際は、必要に応じて床面の養生を行ってください。
- 2.持込みパネルや幕等は、防災加工済みのものをご利用ください。
- 3.テントを設置する場合は、テントの飛散事故防止のため、各脚に必ずウエイトを設置してください。
- 4.搬出入の際には、ご来場のお客様の安全を十分に配慮して行ってください。

- 5.複数日を使用する場合で夜間に機材等を置いた状態とする場合や、イベント入場者数を大人数と想定する場合は、指定管理者が指定する警備員の配置を依頼する場合があります。(詳細は、イベントの事前打ち合わせにて決定します)
- 6.イベント開催における商品・設備等の盗難、破損及び人身事故等については、利用者側で必ず該当する保険に加入し、万が一の場合へ備えてください。
- 7.設営撤去や、リハーサル等で音の出る作業及び本番については、施設利用者・テナント・近隣住宅等への影響を十分考慮のうえ行ってください。

●責任の所在について

- 1.建物・付帯設備・備品等を損害又は破損、もしくは汚損した場合は、相当分の実費を頂きます。
- 2.イベント実施に伴い、お客様とのトラブルが発生した場合は、利用者側に対処していただきます。
- 3.利用期間中の人身事故及び物品・展示品の盗難・破損事故等に関しましては、指定管理者は一切責任を負いません。利用者側であらかじめ警備や保険等の手配、その他の必要な措置をお願いいたします。
- 4.天災・火災、その他不可抗力(新型感染症によるパンデミック、熱中症特別警戒アラート発令を含む)により当施設の利用が困難になった場合には使用料については返金いたしますが、イベントの準備等に掛かった経費については、指定管理者は一切責任を負いません。利用者側であらかじめ保険等の加入をお願いします。

●本施設への提出が必要な書類及び関係各所への届出について

- 1.イベントの規模などにより指定管理者への提出が必須のもの
 - ・イベント実施概要(イベント概要資料・配置図・電源使用内容等含む)
- 2.イベント実地の際に届け出が必要な場合、指定管理者へのコピーの提出が必要なもの
 - ・消防署への催物開催届出書(実施概要、平面図、防災計画)
 - ・警察署への届出書(警備実施計画)
 - ・保健所(飲食店営業許可等)への届出書
 - ・当施設で音楽を演奏・再生される場合は、著作権法に基づき、必要な手続きを利用者ご自身で行ってください。著作権使用料が発生する場合は、利用者の負担となります。

愛知警察署 TEL:0561-39-0110

日進消防署 TEL:0561-73-0119

瀬戸保健所 TEL:0561-82-2196

(社)日本音楽著作権協会/中部支部 TEL:(052)583-7590

※必要な法令等に定められた関係官庁への届け出、もしくは許可申請等又は関係機関への届け出等は、利用者の責任と負担で行ってください。

●その他の注意事項について

- ・利用者の催事に伴う参加者や利用者間等のトラブル、または本施設の他のレンタルスペース利用者・来場者からの苦情等に関して、指定管理者は、一切責任を負いませんので、利用者の責任にて改善及び解決をしてください。万が一、改善及び解決が認められない場合には、今後利用をお断りさせていただく場合があります。
- ・本規約の内容は一般の方がレンタルスペースを利用する場合に適用されるものであり、日進市もしくは指定管理者が自主事業によるイベント等を主催する場合は、この限りではありません。
- ・屋外芝生広場のご利用は運営の都合上希望に添えない場合があります。

●本施設スタッフの立ち入りについて

指定管理者又は指定管理者の指定する者は、利用者が本施設を利用中であっても、本施設利用区画に立ち入り、点検し、必要であれば、適宜の処置を講じることができます。

●現状の回復について

利用者は、予約した利用時間を厳守し、当該利用時間内に利用レンタルスペース、備品及び付帯設備等の整理及び清掃を行い、指定管理者が定める原状に回復して、運営者又は指定管理者の指定する者の点検を受けて本施設から退室してください。

当該利用時間を超過しても本施設から退室しない場合、指定管理者は、超過時間に応じて運営者が別途定める損害金及び退室遅延により指定管理者が被った損害を賠償することになります。

●利用の不許可及び許可の取り消し・禁止事項について

次の項目に該当するご利用は一切お断りいたします。なお、利用許可後又は利用中においても、ご利用を中止させていただくことがあります。また、催物内容によっては、ご利用をお断りする場合があります。

1. 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認めるとき
2. 危険物の持込や他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける恐れがあると認めるとき
3. 本施設のレンタルスペース・その他のスペース・付属設備・備品等を汚損し、破損し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき
4. 本施設の管理上又は設置目的上支障があると認めるとき
5. 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき

6. 騒音・振動等により近隣住民に著しい迷惑を及ぼす行為
7. 許可なくレンタルスペース内にて飲酒を伴う行為
8. 多目的室と事前申請の無い調理室及び芝生広場で火気(直火)を使用する行為
9. 許可を受けた目的以外の利用、又はその利用の権利の譲渡、もしくは転貸したとき。
10. 条例(日進市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例)又はこれに基づく規則及び本規約に違反したとき
11. 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき
12. 前各号に定めるもののほか、指定管理者がその利用を不相当と認めるとき

●損害賠償及び免責

1. 利用者、利用者の使用人・作業員等関係者又は入室者等が本施設・備品及び付帯設備等を毀損・汚損・紛失等をした場合、他のレンタルスペース又は本施設の他の利用者もしくは入室者等に損害を与えた場合、その他本施設の管理運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、利用者は、ただちに指定管理者に連絡してください。この場合、利用者は、指定管理者及び相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
その他、指定管理者の定める規程等及びレンタルスペース利用に関する指定管理者との協議事項に違反した結果、指定管理者、他のレンタルスペース利用者又は本施設の他の利用者もしくは入室者等に損害を与えた場合、利用者は、指定管理者及び相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
2. 不測の事故、天災地変又は官公署の命令・指導等により、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても指定管理者はその損害を賠償する責を負いません。
3. 本施設における地震発生が予想される旨の案内により利用者が損害を受けた場合、地震が実際に発生したかを問わず、指定管理者はその損害を賠償する責を負いません。
4. 指定管理者は、運営者の故意又は重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害について、その責を負いません。
5. 本施設の備品又は設備等の故障等により利用者の所期の目的が達成されない場合、指定管理者は、その責を負いません。

●関係官公庁等への届け出

本施設の利用に際して必要な法令等に定められた関係官庁への届出もしくは許可申請等又は関係機関への届出等は、利用者の責任と負担で行ってください。

●遅延損害金

レンタルスペース利用料金、本施設で使用する備品もしくは設備等の貸出料金又は飲食代金等の、利用者が指定管理者に対して負担する債務の支払を利用者が延滞したときは、指

定管理者は、利用者に対して延滞金額に関し年 14.6%の割合で算定した損害金(日割計算による)を請求することができます。

●準拠法等

本規約については日本法を準拠法とし、本施設の利用に関する訴訟等については、名古屋地方裁判所を 第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は 2025 年 12 月 1 日より施行します。

株式会社 ファーマーズ・フォレスト (道の駅マチテラス日進 指定管理者)

※以下参考資料

「非営利利用の申請にあたっての確認チェックシート」について

判定目安

すべてが ✓ が入っている場合	————▶非営利目的として申請できる可能性が高い
一つでも ✓ できない項目がある場合	————▶収支計画書のご提出をいただき協議・判断

・チェックシートですべての項目に ✓ が入っている場合でも、企画内容に関する「企画書」の提出、または内容についてのヒアリングを行う場合がございます。

・非営利目的で利用される方は、収支計画書のご提出をお願いする場合がございます。